

情報公開答申第83号

山口県の情報公開制度のあり方について（答申）

令和4年1月

山口県情報公開審査会

山口県情報公開審査会の審査体制の見直しについて

審査請求に係る諮問案件の審議を迅速に行うため、山口県情報公開審査会の審査体制を見直し、部会制を導入することが適当である。

【説明】

- 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立制度は、同法第1条において「国民が簡易迅速かつ公正な手続きの下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度」と規定されており、「簡易迅速」な「手続」とは、行政上の不服申立ての手続が訴訟と比べて簡易迅速であるべきことを意味する、とされている。
- 現行の山口県情報公開審査会は、ひとつの組織で情報公開及び個人情報保護に係る審査請求の諮問案件を審議しているが、近年、諮問件数の増加や内容の複雑化等を原因として、諮問から答申まで2年以上要している場合もあり、行政不服審査制度の迅速性という長所が生かされておらず、審査請求人の利便性が確保されていない状況となっている。
- このため、当審査会の審査体制を見直し、審議の迅速化を図る必要があるが、審議を効率的に行うためには、複数の組織で審議することが効果的である。
- 複数の組織とするためには、情報公開に係る審査会と個人情報保護に係る審査会をそれぞれ設置する方法とひとつの組織内に部会を設置する方法があるが、最小限の増員で効率的な審査体制を構築することが望ましいことから、部会制を導入することが適当である。
- なお、部会の構成人数、部会数は、部会を設置している近県の審査会を参考に、1部会3名、2部会を設置することが適当である。

【行政不服審査法】

（目的等）

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。